研究

佐伯藩に於けるキリシタン史料について（下）

会員 真柴 渉
（住所 佐伯市臼坪）

佐伯藩に於ける切支丹の迫害

臼杵のキリシタン調査表にも見る通り、島原の乱後七十五年を経た正徳二年に、臼杵領のキリシタン類族で佐伯領内居住者百八拾余人といわれているので、佐伯にも相当数の切支丹がいたと考えられるが、臼杵領や府内領と違い、その迫害の資料は甚だ僅少で、僅かに寛永十一年六本松（芳島旧魚市場附近という）に於ける切支丹火刑の事と、文化十四年切支丹類族切証文位のものである。

六本松で処刑されたものは十二人であるが、その外に転（ころび）切支丹となって転宗した者も相当数あったためではなかろうか。佐伯茶飲話にも六本松にて切支丹宗の者火刑に処すという条に、

ころび申す様申せどもころばず、火罪に仰せ付られ候、

とあり、熱心に転宗をすすめた事がわかるし、火刑にあった之等の人々は転宗にも応じなかった非常に熱心なキリシタン信者であって、役人等の熱心な転宗の勧めにかかわらず、従容死をえらんだ事がうかがえる。即ち三代高尚公の寛永十一年、

六本松磧に耶蘇教徒日野浦農清太夫及家族六人（三子九兵エ、四女其及其の夫権兵衛、孫与七郎及び其妻某、孫弥五郎）を火刑に処す。

とあり、佐伯茶飲話にも、

寛永三丙戌年（寛永十一年より七十二年後）切支丹火罪申付らる。尤も家老並河杢之助、豊田内蔵之助仕置の時、切支丹を火罪に仰付候。帳面は、云々

とあり、並河杢之助は家老並河信吉で、寛永十一年は江戸に在って藩政を執っていたので、刑の執行奉行は豊田内蔵之助であって、この時処刑された者ではっきり分るのは色々な資料を綜合して

一、主人 清太夫　日野浦に住す
二、妻 御台所とよんでいた
三、弟 弥右エ門（五百石で高政に仕えた）
四、息子 九兵エ
五、娘 おまる（蒲戸浦権兵エの妻）
六、娘婿 権兵衛
七、権兵エの子與七郎
八、與七郎の妻
九、清太夫孫 弥五郎（或は権兵エの子か）

の九名であるが、全部清太夫の一族で、如何に真剣な信者であったかを伺うことが出来る。

豊後全史によると、高尚公は

寛永十一年封内耶蘇教を奉ずる者十一名を火罪に行ない、一人を梟首す。

と殉教者は十二名であったことが分る。すると残る三名

は誰か、清太夫一族に関係のある者かどうか。

文化十四年（一八一七）丁丑七月、藩公より長崎奉行に報告したキリシタン子孫根絶の届書に

日の浦罷在候轉（ころび）切支丹庄助、玄孫清六悴与三郎当丑四月九日八拾五才にて致病死候

と、この轉切支丹宗助が清太夫一家と関係があるかどうか分らないが、処刑された清太夫の家族以外に、轉切支丹が居た事は文献ではっきりしている。このように現在の鶴見町有明浦の日の浦は、清太夫を中心に熱心な切支丹信者のいた事が伺える。

清太夫はもと大友浪人で加島清太夫と言い、高政公とは懇意の者であったことが、茶飲話召抱えられたる諸浪人に、

処々より来たる浪人侍にて高政公会で御懇意になされ候者は・・・・加島清太夫と申すも大友浪人にて樋之浦へ住宅し、其の弟弥左ヱ門（弥左ヱ門と同一人物と思われる）と申す者は、知行五百石にて御奉仕致し候

とあり、又其の妻は御台所といったと言い、弟弥左ヱ門は知行五百石の高禄で召抱えられている事などから、大友家中でも相当な地位にあった武士であった事が分ると共に、日の浦に於ける指導力、影響力も大きかったであろう事が察せられる。

このように多くの切支丹信者がいたと思われる日の浦には、現在それらしいもの何一つ残ってはいないようである。唯この地の地名に、かくれ里、テンス等の名があるが関係があるかどうか、調査して見たいものである。

蒲戸浦権兵ヱの所に清太夫娘おマルがよめに行っているが、権兵ヱ一家も又熱心な信者である事などから、清太夫とは旧知の家柄であったのであろうか。蒲戸浦にも又権兵ヱ一家を中心とした切支丹信者がいた事であろうから、此処も調査の結果何かが得られるかも知れない。

これ等の信者が如何に熱心な切支丹であったかは、

蒲戸浦権兵ヱ夫婦とも火罪の由、妻はおまると申す美女なり。ころび申す様申せどもころばず火罪に仰付られ候。若き者ども美女をおしみて焼きたる肉を喰たる由。

と極刑の火あぶりに処せられたが、若者達は美女をおしんで其の肉を食したと言われている。又五百石で高政に仕えていた加島弥右ヱ門は、奉行豊田内蔵之助の口を極めての轉宗の勧めにも応ぜず、執行奉行豊田内蔵之助は遂に業をにやして、

彌右衛門が体さらした焼きにやけ

と命じたが、それを聞いた十字架上の彌右ヱ門は、

しげりたる森の小枝を折りくべて

と詠んだという。毛利氏の下には数多くの忠臣がいたであろう、その良き毛利の家臣を失うことになるよと上の句を詠んで、火えんの中にこの世を去ったという。酸鼻を極めたであろう火刑の中に風雅な話が残されている。

この時の帳面は小林九左ヱ門が長崎奉行に持参し、向後佐伯には切支丹御座無く候間帳面をも焼すて申すべしと焼すてたと言われる。

この火刑のあった寛永十一年（一六三四）から七十七年後の正徳元年（一七一一）十一月調べの四拵藩キリシタン調査表によると、キリシタン類族佐伯領居住者百八拾貳名本人一名とあるが、更にそれより百六年後の文化十四年（一八一七）には

此度類族死失御届申達候　豊後国海部郡日浦罷在候

転切支丹庄助玄孫清六悴與三郎当丑四月九日八拾五才ニ而致病死候、右與三郎迄ニて拙者領中並に家来至迄類族の者壱人も無御座候仍類族切証文如件

文化十四丁丑七月　毛利豊前守（十代高翰）

水野主殿頭殿

村垣淡路守殿

と、領内のキリシタン子孫の根絶した事を報告している。

切支丹のとりしまりと禁令法

宣教師追放を命じた秀吉の耶蘇教禁止から始まったキリシタンの取締りは、家康、秀忠に至って、教会の破壊宣教師の追放改宗等のきびしい禁教から、島原の乱後は鎖国によって愈々取締りを厳重にし、その弾圧は五人組の組織・宗門改め等によって明治の始めまで続けられたのである。即ち幕府は慶長十七年（一六一二）直轄領に耶蘇教禁止令を出し、翌十八年之を全国に及ぼしたが、その時全国の各寺院や庄屋に配ったのが、慶長十八年五月発布の宗門禁止令「東照神君垂範十五ヶ條である。現在の耶馬渓、昔の戸原村庄屋の所蔵せるものとしてマリオ・マレガ師があげた文献によれば、

切支丹之法は死を不顧火に入ても不滴身より血を出し死するを成仏と立る故に天下の法度厳重なり、実に邪宗邪法なり。依て死を危ふするものは可遂吟味事

以下十五条があげられているが、(1)死を危ふするもの、(2)仏法を嫌う者、(3)佛忌、盆、彼岸、命日等に寺に参詣せぬ者、(4)不受不施の者等々、必ず吟味を遂ぐべき事とし、且那寺の僧は死後死骸を見届け、信徒の家の佛壇さ検査し、正法無紛者には寺請証文を出す事、と厳重を極めている。

島原の乱後は耶蘇教に対する取りしまりを特に厳しくし、寛永十九年には宗門改めを厳重に行うよう命じ、更に切支丹摘発の徹底を期するため、十人組、五人組の制が定められ、毎年村々に役人が出むき、五人組帳の條目を全員に読みきかせ、周知徹底を期すると共に、宗門改めの行われた事等は、思出話として祖父達によく聞かされたものである。

佐伯藩に五人組の組織されたのは、六代高慶の享保五年（一七二〇）で、

享保五年十二月仕置五人組法を制定し封内に頒布し毎年正月農商を会し有司之を読み諳として之を聞かせ着して永制となす。

と鶴藩略史にある。隣藩臼杵藩では寛永十二年に十人組が創設され、庄屋は十人組を通じて切支丹信者の監督をしていたが、正保三年（一六四六）すでに五人組に改められておる。これから見ると佐伯藩の五人組は臼杵藩に後れること七十四年後の享保五年になっているが、これまではどうなっていたのであろうか。

豊後切支丹資料には、宮河内村（大野郡川添村）助左エ門と言う者の出した転切支丹宗御改めに付御請状の書に、

慶長十九年に転宗し寛永拾壱年には奉行の前でキリシタンの絵形をふみ申し候

と、正保三年八月五日五人組創始当時の文献がのせられている。佐伯藩でもこの様に何等かの形でなされていたであろう切支丹改めの方法か、享保五年始めて永制として制度化されたものであろう。私の写している五人組帳

は享保五年から後れること二十二年、寛保二戌年（一七四二）十一月のもので、天保十三寅年十月改写されたものであるが、この五人組帳には

在浦大小百姓漁師下人等江切支丹宗門儀累御制

として五十七頁にわたり五十二條の掟があげられ、其の表紙裏の最初に切支丹宗門儀累御制と、あたかも五人組帳五十二ケ条全部が切支丹禁制の掟の様な印象をうけるが、切支丹関係の條目は最初の二ケ條で、即ち

一、従公儀前々被仰出候御法度之趣弥堅相守之在浦大小百姓漁師下人等に至迄御制法少茂相背中間敷候事

一、切支丹宗門之儀累年御制禁之通堅相守五人組切常々心を附不審成者有之ハ早速可注進之若隠置他所より穿鑿に其庄屋五人組ハ勿論一類共に急度厳科可被仰付候惣而御法度之不受不施非宗之法花宗相改之毎年二月中可差出之勿論前々之通切支丹宗門に而無之段人別改き可請事

附寺院之儀ハ其本寺より末寺に紛無之段証文可差出候旦又古切支丹類族の者死失出生縁組仕候えバ其旨早速可注進事

一、伴天連御高札被仰出候通浦々嶋々に寄来候船々迄心を付不審成様子有之ハ早速可注進事

と五人組の告発連帯責任等を明かにし人別改寺請証文死失出生縁組（切支丹類族）の届出義務を負わしている。この五人組帳は毎年役人によって村人に読みきかされ其の周知徹底が期せられたのである。この後宗門改めが実施されたのであろうが、この状況については若年の頃県の郷土資料か雑誌新教育かで山田平之丞先生の書かれたおあらための行事を面白く拝見した記憶がある。

五人組帳は年数回、藩によっては毎月の処もあったようで、踏絵等宗門改めは正月の月一回行なわれたようである。

庄屋の家に村方一同集り、役人檀那寺の和尚それに庄屋や村役人の前で、書役の役人に一人一人呼び出され、「何兵衛家内〇人数を答える）宗門寺は——」と簡単な調べであるが、緊張した村人は何回となく練習したにかかわらず、よく失敗して冷汗をかいたとか。

臼杵藩では踏絵が厳重に行なわれたようであるが、佐伯ではどうであったであろうか。

このような厳しい取締りによって跡かたもなくなったであろうキリシタンの遺跡遺物の調査が、最近会員諸兄の手によって調査されつつある事はうれしい限りである。更にこの事については故老の思出話や、資料口碑の拾集と併せて遺跡遺物の調査等によって、十字にあまる火罪着さえ出した佐伯切支丹の背後をはっきりさせたいものである。

（終）

覚書

続 猪留垣物語

― 鶴見半島の防塁について ―

会員 山本 保

佐伯湾の南側に突出した鶴見半島（現在の鶴見町 ― 旧東中浦村、旧中浦村）に猪垣（ししがき）が残存しています。

既に、佐伯豊南高等学校市野瀬に教諭が「猪垣物語」